

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会  
第10回 返還廃棄物確認分科会 (F11SC) 議事録

1. 日時 2006年12月8日 (金) 15:00 ~ 16:30

2. 場所 (社) 日本原子力学会 会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

(出席委員) 井口 (主査), 藤田 (幹事), 池田, 高島, 塚本, 三塚, 門馬,  
吉田, 吉村 (9名)

(代理出席委員) 三浦 (越智代理), 古谷 (加藤代理), 黒木 (高橋代理) (3名)

(欠席委員) 田辺 (副主査), 中條, 能浦, 山名 (4名)

(常時参加者) 金木, 加藤, 東, 明里, 長谷川 (5名)

(欠席常時参加者) 横山 (1名)

(傍聴者) 佐藤, 関, 鈴木, 山口 (4名)

(事務局) 厚

4. 配付資料

配付資料

F11SC10-1 第9回返還廃棄物確認分科会議事録 (案)

F11SC10-2 標準委員会の活動概況

F11SC10-3 専門部会 書面投票におけるご意見への対応案

F11SC10-4 返還廃棄物の確認に関する基本的考え方 (案)

5. 議事

(1) 出席委員の確認

事務局より, 16名の委員中, 9名の委員と3名の代理委員の出席があり, 決議に必要な委員数 (11名以上) を満足している旨の報告があった。また, 傍聴者として, 佐藤 康彦 氏 (東電環境エンジニアリング(株)), 関 義孝 氏 (財) 原子力環境整備促進・資金管理センター) 及び鈴木 究 氏, 山口 隆 氏 (関西電力(株)) より届出が事前に出されており, 主査がこれを了承している旨, 紹介された。

(2) 前回議事録の確認

F11SC10-1の前回議事録は承認された。

(3) 標準委員会の活動概況

事務局より, F11SC10-2に沿って, 本標準案の専門部会書面投票結果並びに反対意見に対する今後の進め方他について説明があった。

(4) 専門部会書面投票におけるコメントの対応案 について

主査より, 反対意見に対する標準原案の本文の改訂内容を本分科会として意見集約し, 専門部会に報告することが必要である旨説明があった。幹事より反対意見の趣旨について説明があった後, F11SC10-3及びF11SC10-4に沿って説明が行われ, 以下の議論があった。

結果として, 本日の議論も踏まえた標準原案の修文内容については, 「Editorial」であることを決議し, 専門部会においてその旨を報告して同部会の判断を仰ぐこととなった。

- ・ 附属書, 付表・付図の漢字の使い方については, 学会事務局として意見はないか。
- ・ 引用している「標準作成の手引き」における付表・付図の使い方等については, 2000年版のJIS Z 8301に基づいているが, 2005年版では無くなっている。
- ・ 高レベルガラス固化体の確認の基準を標準に記載する案については, 反対委員に説明する前に本分科会委員に打診すべきだったのではないか。また, この確認の基準は, 六ヶ所貯蔵施設の受入基準の例であり, その旨記載が必要ではないか。
- ・ この基準は変わり得るといふことか。
- ・ 適用範囲には, BNGSのガラス固化体を対象としている旨の記述があるが, 標準としては一般的な基準を記載すべきと考える。
- ・ この標準では, 廃棄体に対する要求事項を定めているが, その基準が貯蔵施設の受入基準であるというだけでは具体的でないとされると, 既存の六ヶ所貯蔵施設の基準を記載する以外に方法がない。
- ・ この基準が標準にそぐわないとの意見と同意見である。この基準は分科会で決めたのではなく, あくまでも参考である。解説に入れるべき内容ではないか。
- ・ 確認項目によっては, 六ヶ所貯蔵施設への受入と異なり, 本標準では製造品質記録による確認としているものもある。

- ・ 反対委員の意見では、「具体的な数値を規定できないなら、・・・受入基準を参考資料として添付すべきである。」としており、本文から外しても趣旨を逸脱したことにはならないと思われる。
- ・ 本文5.6 確認の基準は、「上記5.1及び5.2の確認に際して、確認の基準を定める。」といった表現にし、5.5 確認の実施場所で附属書9(参考)までが引用されているので、附属書10(参考)として「確認の基準の例」を加えてはどうか。
- ・ 川上委員の意見への対応で、「漏えい量」は妥当か。貯蔵施設の受入基準を考えても「漏えい率」でもよいのでは。でなければ「単位時間当たりの漏えい量」とすべきでは。
- ・ 漏えい率を「100の内のいくつが漏えいしたか」の率と誤解されないように記述すべきとの意見と考えている。「単位時間当たりの漏えい量」にする。
- ・ 41ページにも「漏えい率測定」という記載があり、訂正すべき。
- ・ 「廃棄体1体当たりの」という記述も必要では。
- ・ 複数体をまとめてもよいことになっており、必ずしも1体当たりではない。
- ・ 保留意見では、処分に必要な情報の入手について「システムを構築しておく必要がある。」ことを明記すべき、となっているが、この対応案でよいか。「適宜把握することが望ましい」を「把握することが必要である」とすると、将来処分の標準を作るときの制約になるか。
- ・ システムとは何か、という問題もある。
- ・ 処分については、現状第2次TRUレポートの記載項目に基づき検討しており、これらが全て必要として本標準に規定してしまうと、安全審査をミスリーディングする可能性が生じる。
- ・ 本文4.1 貯蔵の安全確保のための確認項目と確認方法の文章中の「確認方法」は適用範囲にも記述されているように「基本的な確認方法」とすべきではないか。
- ・ ここでは、「考え方」を記述してはいない。
- ・ 了解。解説 1.適用範囲 に「必要に応じて別途標準を制定する。」とあるが、必ずしも制定ではなく改定もあり得るのでは。
- ・ この標準とは別に定める等、色々なやり方があると思う。
- ・ 高レベルガラス固化体についての確認の基準を附属書に移すので、この意見は撤回する。
- ・ 本日の議論を踏まえて反対意見の対応案を修正するが、修正内容は「Technical」か「Editorial」かの意見集約を行う。

## 6. その他

事務局より、前回分科会で了承された、次回の分科会が開催されない場合メールにて議事録承認の確認をすることが補足説明された。

以上